

平成14年3月8日

各位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
東京都千代田区有楽町1丁目10番1号
コード番号 8306

ファーストクレジット株式会社に対する会社更生手続開始の
決定に伴う債権取立不能のおそれの発生について

今般、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 三木 繁光）の子会社の株式会社東京三菱銀行および三菱信託銀行株式会社の取引先であるファーストクレジット株式会社に対し、東京地方裁判所の会社更生手続開始の決定がなされました。この結果、同社向け債権につき取立不能のおそれが生じたのでお知らせします。

記

1. ファーストクレジット株式会社の概要

- (1)本社所在地 東京都中央区日本橋3丁目2番17号
- (2)代表者氏名 鈴木 弘章
- (3)資本金 27,015百万円
- (4)事業の内容 金融業

2. 生じた事実

ファーストクレジット株式会社に対し、平成14年3月7日付で東京地方裁判所の会社更生手続開始の決定がなされました。

3. ファーストクレジット株式会社に対する債権額

株式会社東京三菱銀行： 9,698百万円
三菱信託銀行株式会社： 5,624百万円

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当社が既に発表しております当期業績予想に影響はございません。

以上

照会先： 広報室次長 堤 03-3240-8136